第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項	
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書	
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面	
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面	
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ	
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書	
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項及び第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ	
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書	調書	
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録	書類	